No.389 48.4.5

区のおしらせ No.389

昭和48年4月5日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

靖国神社にて

春の交通安全運動

＊ぼくしない、どうろのとびだし、わるふざけ
＊たしかめて、またたしかめて、ハイ横断
＊せまい日本、そんなに急いで、どこへ行く

4月6日→15日

春の交通安全運動が正しい交通ルールを習慣づけ交通事故防止を願って四月六日から十五日まで十日間にわたって実施されます。

とくに四月は新入学児が通学しはじめるため、運転者や幼児をもつお母さんがたはとくに注意をしてください。とくに今年の安全運動は「歩行者、とくに新入学園児児童の交通事故防止」を重点目標にスクールゾーンの定着を進め、また警察官や交通巡視員などを動員して、こどもやおとしよりなどの〝交通弱者〟の保護を重点に指導取締りを行ないます。

●都内のこどもの事故の特徴

①三才から五才までの幼児がとくに多く、死者は小学生の二倍になっています。

②「とび出し」が約八〇％と圧倒的多数を占めています。

③幼児の死者のほとんどは、自宅から一〇〇メートル以内の地域で起きています。

④母親など保護者の同伴していた事故が三〇％もあります。

⑤自転車で遊んでいるときの事故が多く、事故全体の二十三％をしめていて、そのうち十五％は幼児が事故にあっています。

●こどもの事故を防ぐために

母親は

・手もとにおいて目を離さない

・外出するときは車の通らない側にして、しっかり手を握り、同伴中の事故はなくしたいものです。

・交通ルールを外出などの機会に体験的に教えてください。

・こどもは母親のまねをします。こどもにまねされないようにいつも、あなた自身正しい交通を心がけてください。

・自転車を買ったら、正しいとまり方、安全な交差点の通過方法はぜひ教えてください。

ドライバーのあなたは

・裏通りではスピードを控えめに。

・どびだし事故を防ぐため、狭い道では左側に余裕をもって走る

・幼児はグループで行動しています。道路を走っているときは、あとに他の幼児も続いているときがあります。

●都内でおきたこどもの事故

	死者	負傷者
四六年	一〇五	一〇九八七
四七年	一〇二	一〇七一五

老人福祉手当 四月から月五千円に

老人福祉手当が月額三千円から五千円に増額されます。

六十五才以上の「ねたきりのおとしより」に支給されるこの老人福祉手当は四月分（実際に支給されるのは八月から）から月五千円になり、本人の所得制限もなくなります。このように四月からは区内に居住している六ヵ月以上ねたきりのおとしよりは全員この福祉手当がもらえるようになります。

申請は厚生部福祉課（内線319）まで、印鑑をもっておいでください。もちろん代理のひとでけっこうです。

区内全域に消火器取付け

消火器の取付工事がこのほど終了しました。取付けられたのは、区内の主要道路ぞいを中心に区内全域で約千百ヵ所です。

この消火器は震災時やふだんの火災のとき使用するために設置されました。日頃から消火器の使用方法になれ、いざというときに、あわてないで操作できるようにしておいてください。

・消火器の使用方法

①消火剤の噴射ノズルを火元に向ける

②消火器上部のピンを引く

③噴射レバーを強く握る

（消火器にも説明してあります）

・問合せ 総務部総務課（内線二二四）

心身障害者に福祉手当を支給 四月から月額二千円

心身障害者に対する区独自の福祉施策として、心身障害者福祉手当が支給されることになり、四月から実施されます。

●対象者

区内に住んでいて、つぎのいずれかに該当するひと

一、身体障害者で一級または、二級のひと

二、精神薄弱者で一度から三度までのひと

三、戦傷病者で特別項症から三項症までのひと

四、脳性マヒまたは、進行性筋萎縮症のひと

ただし、つぎに該当するひとは除きます。

・区から児童手当の障害児手当を支給されているひと

・区から老人福祉手当を支給されているひと

・社会福祉施設に入所しているひと

●支給額 一か月二千円、毎年七月・十一月・三月の三回、それぞれの月までの分が支払われます

●問合せは 厚生部福祉課（内線五四〇・五四一）へ。

国民年金 こんなとき、年金が受けられます

国民年金は老後の生活の保障や万一の事故に備えるための年金制度です。そして物価や生活水準の変化に応じて年金額もそれに見合った額に手直しされるように法律で決められているなど年々制度も改善され、大きく成長してきています。

では国民年金は、いつどんな時にどんな年金が受けられるかをご紹介します。

●くわしいことは厚生部国民年金課(内線326-327)まで

年金の種類	条件	金額
老令年金	25年以上（年令に応じて短縮されます）かけ金を納めた人が65才になったとき	320円×かけた月数　25年で 96,000円 40年で153,600円
通算老令年金	国民年金に加入した期間、厚生年金や共済組合などに加入した期間（脱退手当金を受けた期間を除く）および配偶者期間とを合わせて25年（年令に応じて短縮されます）以上ある人が65才になったとき	老令年金に同じ
障害年金	最近の1年以上かけ金を納めている人が病気やケガをして身体障害となったとき	1級障害年額　132,000円 2級障害年額　105,600円
母子年金	最近の一年以上かけ金を納めている妻が夫を亡くし18才未満の子と一緒に生活しているとき	年額100,800円 2人目の子から1人につき4,800円加算
準母子年金	最近1年以上かけ金を納めている女の人が、夫や父、息子をなくし、18才未満の孫や弟・妹と生活しているとき	母子年金に同じ
遺児年金	最近の1年以上かけ金を納めている父や母が亡くなり、18才未満の子だけが残されたとき	年額100,800円 2人目の子から1人につき4,800円加算
か婦年金	老令年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき妻に60才～65才まで	夫の老令年金の半額
死亡一時金	3年以上かけ金を納めた人が年金を受けずに死亡した時	10,000円～52,000円

※年金額は昭和49年1月から引上げられる予定です。

国民年金受給のための戸籍抄本 住民票は無料に

国民年金を受給するためには、戸籍の証明と住民票が必要ですがこれらを取得するための手数料が無料になります。

千代田区では、昭和四十八年四月から国民年金をうけるために必要な戸籍の証明（千代田区に本籍があるひとのみ）ならびに住民票の写しは無料で交付されます。

必要なひとは、戸籍課や出張所の窓口に申し出てください。

なお、本籍が千代田区以外にあるひとは、それぞれの区市町村に問合せてください。

くわしいことは厚生部国民年金課(内線326・327)に問合せてください。

母子応急小口資金を貸付けます　一回五万円まで

母子世帯のひとが、急にお金が必要となったときの母子福祉応急小口資金の貸付額が、四月一日から三万円から五万円に増額になりました。

どうぞ、ご利用ください。

・貸付額　一回五万円以内
・返済方法　二十か月の均等返済
・申込みならびに問合せ
福祉事務所相談係(内線343・344)へ

重度のじん臓機能障害者に身体障害者手帳を交付

重度のじん臓機能障害のあるひとは、身体障害者手帳の交付が受けられます。

対象となる障害の程度

将来も回復することが極めて少なく、日常生活が著るしい制限を受ける程度であると認められるもの（慢性透折療法を受けている場合は、この療法を受ける前の状態が前記の程度であると認められるもの）です。

身体障害者手帳の交付を受けると慢性透折療法が必要なひとは、公費負担で更生医療の給付が受けられます。

また、所得税、住民税の障害者控除、都電、都バス、都営地下鉄の無料乗車券がもらえます。

なお、問合せは福祉事務所（内線345）へ。

千代田区で始めての心身障害者の施設
富士見福祉会館が完成
児童館も併設

千代田区では始めての心身障害者のための施設、富士見福祉会館が完成し、四月十五日から開館のはこびとなりました。また、これには児童館も併設され、同日にオープンします。

場所は、富士見二―三―六で、鉄筋コンクリート地上六階建のうち一、二階が福祉会館で、心身障害者の機能回復やレクリエーションなどにご利用いただく施設です。

また、児童館には、自由に遊べる遊戯室、卓球室、図画・楽焼などのできる工作室、ピアノやオルガンがひける音楽室などがあります。

富士見福祉会館・児童館

児童館	六階	学童保育室
	五階	音楽室　卓球室
	四階	集会室　図工室　図書室　展示室
	三階	幼児室　遊戯室
福祉会館	二階	集会室　児童遊戯室　講習室　卓球室
	一階	相談室　健康相談室　機能回復訓練室　療浴室（男女別）

国電飯田橋駅から５分
飯田橋１丁目バス停から７分

福祉会館のご案内

〔一階〕

相談室＝心身障害者の生活上の相談に応じます。

健康相談室＝身体障害者の機能回復についての相談・指導を行ないます。

機能回復訓練室＝障害機能の回復に器具を備えてあります。

療浴室＝気泡抹浴槽を男女別に設えてあります。

〔二階〕

集会室＝囲碁・将棋ができるほか、舞台・映写設備等を利用して自由に時間を過ごせる場所です。

児童遊戯室＝主としてちえおくれのこどもを対象に、各種の児童遊具を置き、保母の指導で遊び、しつけを通じて自立性の向上の手助けをします。

講習室＝俳句・川柳・民謡・踊りなどのクラブ活動に利用できます。

卓球室＝卓球のほか、会議にも利用できます。

◀集会室

児童館のご案内

〔三階〕

幼児室＝すべり台、つみ木など

遊戯室＝トランポリン、とび箱、マットなど

〔四階〕

集会室＝約二十人収容

図工室＝楽焼、工作機械など

図書室・展示室

〔五階〕

音楽室＝エレクトーン・ピアノ・オルガンなど

卓球室＝卓球台三台

〔六階〕

学童保育室＝オルガン・テレビ、ブロックなど

利用できる人

小・中学生、幼児（幼児のばあいは、小・中学生が保護者同伴でおいでください。）

利用の方法

三階の事務室受付で、住所・氏名などを記入するだけで利用できます。無料

休館日

毎週月曜日と祝祭日（ただし五月五日の「こどもの日」は開館します）

開館時間

午前九時～午後五時

問合せ　262―一〇四〇

西神田・神田の各児童館につづいて富士見児童館が４月中旬にオープンします。よい子たちが楽しく遊べるよう明るいふんいきの施設です。

写真上は、児童館の壁画（富士見小の児童の絵をもとにモザイクの壁画にしたものです）

利用できる人

区内に住んでいる心身障害者（児）とその保護者。

開館時間　午前九時～午後五時

利用の方法

利用は一切無料です。会館の受付で、使用簿に氏名住所などを記入するだけで結構です。これによって利用者証をさし上げます。二度目からの利用にはこの利用者証を受付にお示しください。

休館日　毎週月曜日と祝祭日

問合せ　262―一〇四五へ

◀療浴室

〝春の婦人教養講座〟

四月下旬から開講……

＊今年も春の婦人教養講座が開催されます。

余暇を利用して、趣味と実益をかねた講座に、ご参加ください。

ところ 各区民会館

期間 四月第四週から七月第二週までの十二回、各科目とも毎週一回午後二時から四時まで

受講資格 千代田区内にお住いのご婦人で十二回出席できるひと

受講料 無料（ただし、教材費などは各自負担となります）

申込み 四月十八日（水）午後二時から受講する区民会館で受付けます。一名一科目とし、定員になり次第締切ります。

電話による申込みと一人で二人以上の申込はお断りします。

問合せ 各出張所へ問合せてください。

科目＼内容	区民会館名	曜日	定員	講師
書道	番町	金	40	現代書道院理事長 岩沢蕙堂先生
	富士見	月	35	現代書道院講師 舟山雅堂先生
	神保町	月	40	現代書道院会長 竹田悦堂先生
	神田公園	金	30	現代書道院講師 大井芳州先生
	万世橋	月	40	現代書道院講師 上島春悦先生
	和泉橋	木	40	現代書道院講師 近沢昭琴先生
料理	富士見	水	24	服部学園講師
	神保町	火	24	日本料理
	万世橋	木	36	西洋料理
	和泉橋	月	24	中華料理
茶道	番町	水	30	江戸千家教授 多胡宗幸先生
	和泉橋	水	30	表千家教授 高山宗光先生
スーツのカギバリ編み	番町	木	30	林 和子先生
着付	富士見	火	30	全日本きものコンサルタント協会員 坂本好子先生
華道	神保町	水	30	池坊文学華道教授 吉野富月先生
リボンフラワー	神田公園	木	30	A・F・C副理事長 高野淳子先生
袋物	万世橋	火	30	浦安文化服装学院長 増田志げる先生

殺虫剤の散布にご協力を

区では、今年も四月中旬から九月下旬までに六回にわたって区内を巡回し、「蚊」と「ハエ」の発生源でみなさんの駆除できない公共的、準公共的なところを対象に、町会単位で殺虫剤を散布する予定です。

散布時における危険防止ならびに効果的な散布を図るため、特につぎの点に留意するよう、ご協力ください。

・飲食物、食器、おもちゃ、飼料、人、家畜、小鳥類、鑑賞用魚、草花、植木などが薬剤による被害のないよう留意してください。

・殺虫剤は引火性が強いので火気に注意してください。

なお、問合せは、区民部区民課保健衛生係（内線二七七・五二二）

老人クラブの千代田荘利用に補助金

区では四月から、老人クラブのひとたちの懇親と健康増進のために千代田荘を毎月一回開放し、補助金を差上げることになりました。

金額は一回につき三十万円です。

〔日程〕

・四月　和泉橋地区老人クラブ
・五月　富士見地区老人クラブ
・六月　万世橋地区老人クラブ
・七月　神田公園地区老人クラブ
・八月　番町地区老人クラブ
・九月　神保町地区老人クラブ
・十月　神田公園地区老人クラブ
・十一月　富士見地区老人クラブ
・十二月　万世橋地区老人クラブ
・一月　和泉橋地区老人クラブ
・二月　番町地区老人クラブ
・三月　神保町地区老人クラブ

商工融資をご利用ください

商工融資は、今年度から貸付限度額が拡大され、また公害防止資金や従業員独立開業資金などが新設されました。

利率は、八・五五％（**利用者負担六・三％**、区負担二・二五％）です。その他、貸付額、貸付期間などはつぎの表のとおりです。

今年度から新設された制度は、

公害防止資金

・公害の認定があった方は借り受ける対象者になります

・事業が一年未満の人でも対象者になります

・区の融資を受けている人でも対象になります

従業員独立開業資金

・同一の中小企業に十年以上勤務していた人で二十三区内に開業する人は借受ける対象者になります（開業三ヵ月以内も含みます）

申込みならびに問合せは、区民部商工課（内線281・282）へ

制度名＼貸付条件	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間
営業資金	180万円	34か月	4か月	30か月
設備資金	300万円	45か月	5か月	40か月
公害防止資金	300万円	45か月	5か月	40か月
従業員独立開業資金	500万円	60か月	6か月	54か月

町会だより

霞が関三丁目町会長平元敏雄氏は、三月三日逝去されました。

求人説明会を開催……

来年の新規学校卒業者を対象とする求人要領や選考時期などについては、本年に準じて取扱うことになりました。

飯田橋職安では、求人秩序の確立要請と、具体的な求人の取扱いについて、四月中旬以降に「求人説明会」を開催し、事業主のみなさまに詳細に説明することになっております。

昨年、職安に求人申し込みをされたすべての事業所に対し、案内状を発送いたします。

新規学卒者を採用する予定の事業所は、この説明会に参加し、早期選考防止に関するルールを厳守していただくとともに、求人手続きに誤りのないようにしてください。

なお、取扱いの概要は、つぎのとおりです。

・求人受付開始

高校　五月一日以降（通勤・住込）

中学　六月一日以降（住込）

九月一日以降（通勤）

・選考開始

高校　十月一日以降

中学　一月十日以降

（積雪地十二月一日以降）

新規学卒求人受理説明会

・とき　四月二十五日（水）

午前の部　午前九時半から正午まで

午後の部　午後一時半から四時まで

・ところ　千代田区公会堂

四月の千代田荘申込状況

四月の千代田荘はつぎの日があいています。

13日＝20名　20日＝10名

30日＝20名

四十七年度分の国民年金保険料は四月中に納めてください

四十七年度分の国民年金保険料は四月三十日までに、区役所、出張所、金融機関、郵便局で納めてください。納付書のないひとは、区役所か出張所へ国民年金手帳を持参して納めてください。

なお、昭和四十七年度分の区の納付書では五月分以降は納められなくなります。問合せは厚生部国民年金課（内線328・329）まで

犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

昭和四十八年度の犬の登録と狂犬病予防注射を行ないますので、忘れずに受けてください。

犬の登録手数料は一頭につき三百円、予防注射は一頭につき三百円、注射済票交付手数料は六十円です。

なお、犬の登録は毎年一回、予防注射は毎年二回（四月・十月）必ず受けなければならないことになっています。

日程は下の表のとおりです。

なお、下表期以外の犬の予防注射は開業獣医師で受付けることになります。

登録は従来どおり出張所で受付けます。

	月　日	会　場	時　間
麹町保健所管内	4月23日	番町出張所	午前10：30～12：00 午後1：00～2：30
	24日	麹町社会保険事務所	午後1：30～3：00
	25日	富士見出張所	〃
神田保健所管内	4月17日	和泉橋出張所	午後1：30～3：00
	18日	神田保健所	〃
	19日	西神田公園	午前10：00～11：30
	20日	神田保健所	午後1：30～3：00

富士見「いこいの家」講習会

60歳以上のひとなら、誰でも参加できる「いこいの家」講習会が始まりました。

今年の科目は、小唄・民踊・川柳・俳句・民謡・書道・リボンフラワー・紙人形の八科目です。

各科目とも講習時間は午後一時三十分から三時三十分まで、受講料は無料ですが材料費（三百円程度）はご自分の負担になります。

各科目の日程表は出張所、富士見いこいの家、または厚生部福祉課（内線二一九・三三九）にありますからお問合せください。

児童館だより★★★★★

神田児童館

●映画と歌声フェスティバル

内容　㈠映画「巨人の星」

㈡歌・ゲームなど（とび入り歓迎）

日時　四月十四日（土）午後二時から四時三十分まで

場所　神田児童館五階遊戯室

みんなの広場

社会教育会館

千代田区内神田二丁目一番八号
電話二五六―八四四四
国電神田駅・地下鉄大手町下車7分
区立総合体育館7F・8F

社会教育会館は、みなさんが健全なグループ活動や集会などに利用していただく施設で、区立総合体育館の七階と八階にあります。

より多くのひとに利用していただくために、施設の内容、利用方法などを紹介します。

・施設

七階＝集会室・談話室・料理教室など

八階＝読書室・音楽室・和室・映写室・会議室など

・使用方法

・団体の場合

使用する日の三十日前から三日前までの間に、申込書で申込んでください。

・個人の場合

使用する日に使用簿に記入してください。

ただし、読書室に限ります。

・申込みは、一階の管理事務所です。

・使用時間

・午前の部

午前九時～正午

・午後の部

午後一時～午後五時

・夜間の部

午後六時～午後九時

・使用料は無料です

・休館日

毎週月曜日・祝祭日

社会教育会館では、今月十七日より教養講座（いけ花・油絵・茶道・料理）が開かれますが、今後さらに、教養講座などの催し物を開く予定ですので、ぜひ参加してください。

くわしいことはそのつど区のおしらせでお知らせします。

区立 総合体育館

開館時間	午前9時～午後9時
休館日	毎週月曜日 （祝日のときは翌日） 第3木曜日（器具点検日）
無料開放日	第3日曜日

その4 ――――卓球場

卓球場は、体育館の二階にあります。

卓球台は八台あり器具庫、更衣室が付属しています。

個人使用日には、指導員による指導が受けられます。

利用日と利用料金はつぎの表のとおりです。

〔申込み方法〕

団体の場合

・使用する日の三十日前から五日前までの間に、体育館事務室へ料金・印鑑持参のうえ申込んでください。

個人の場合

・当日受付けで入場券を求めてください。

▲卓球場

団体の利用できる日（無料開放日の第3日曜日を除く）

	午前の部（9時～12時）	午後の部（1時～5時）	夜間の部（6時～9時）
日		第2・第5日曜日のみ	
火			
水			
木			
金			
土		第2・第5土曜日のみ	

●利用料金

団体利用

午前の部（9時～12時）	午後の部（1時～5時）	夜間の部（6時～9時）	全日
600円	800円	1,000円	2,400円

個人利用（区内居住者は10円割引）

	午前の部（9時～1時）	午後の部（1時30分～5時30分）	夜間の部（6時～9時）
一般（高校以上）	50円	50円	50円
児童・生徒	30円	30円	30円